

《認知症対応型共同生活介護事業》  
《介護予防認知症対応型共同生活介護》

運 営 規 程

有限会社 あおば

うえるケアホーム あおば

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、有限会社あおばが開設する認知症対応型共同生活介護事業所ならびに介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業者」という。）の適正な運営を確保する為、人員、管理者及び運営に関する事項を定め、事業者の従事者が、認知症を有し要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し適正な認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業実施に当たっては、入居者である利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ち、利用者が「生活の主体者」となるようサービスに努めることとする。

2 事業者の従事者は、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、食事の支度、買い物、洗濯、掃除等を利用者と共に行うこととする。

3 事業者の従事者は、その家族に対して精神的、身体的負担の軽減を図ると同時に、認知症への理解を深めることが出来るように努める。

4 事業の実施に当たっては、地域との連携・交流を密に図ると共に、協力医療機関を始め、関係市町村、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センターとの連携を図り、総合的サービスに努める。

(事業所の名称、定員等)

第 3 条 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護を行う主たる事業所の名称、所在地、定員は、以下の通りとする。

- ① 名 称：うえるケアホーム あおば
- ② 所在地：静岡県浜松市中央区三方原町 7 0 番 1 0 号
- ③ 利用定員：18名（1ユニット9名で2ユニット）  
全室個室（洋室）。夫婦部屋なし。
- ④ 短期利用する場合は、利用定員に空室がある場合に限る。また、各ユニット1室まで合計2名とする。
- ⑤ 緊急を有し、ケアマネージャーが必要と判断した場合に限り、空き室にかか

わらず、最大2名まで14日を限度とし、利用することができる。

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所の従事者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- ① 管理者1名（常勤1名 介護士兼務）  
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、地域との交流促進等を行う。
- ② 計画作成担当者（2名。介護従事者兼務2名。）  
計画作成担当者は、入居を希望する利用者及びその家族に対し、相談の窓口となり、家庭訪問等を通じ利用者の状況等の把握に努める。入居後は、利用者の状態・希望等を踏まえ、認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画を立案し、介護従事者と共にその実施に当たる。
- ③ 介護従事者（常勤10名以上、うち1名は計画作成担当者兼務。非常勤若干名。）  
介護従事者は、利用者と共に認知症対応型共同生活介護計画を元に、食事の支度、買い物、洗濯、掃除等を共同で行う。介護予防認知症対応型共同生活介護計画では、上記に加え、予防的取り組みとして生きがい活動の支援や地域活動への参加、健康増進などを支援する。あくまでも、利用者が「生活の主体者」であることを忘れることなく、良きパートナーとなれるよう努める。

(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第5条 当事業者が行う認知症対応型共同生活介護の内容は、次の通りとする。

- ① 主体的な生活が送れるよう生活全般にわたる介護及び支援。
- ② 要介護認定等必要な事務手続き及び相談援助。
- ③ 介護予防認知症対応型共同生活介護では、①②の他、家族との連携をはかり、生きがいつくりの支援、健康増進のためのリハビリを行う。

(利用料その他の費用について)

第 6 条 認知症対応型共同生活介護または介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用の額は、介護報酬の告示上の額とする。当該認知症対応型共同生活または介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、市町村の発行する介護保険負担割合証に基づき、1 割または 2 割または 3 割の支払を受けるものとする。

2 その他の費用として次表の費用の支払いを受けることが出来るものとする。

	通常料金	生活保護受給者
① 敷 金	165,000円 (3ヶ月分)	150,800円 (4ヶ月分)
② 家 賃	55,000円 (月額)	37,700円 (月額)
③ 水道光熱費	17,000円 (月額)	
④ 共 益 費	8,000円 (月額)	
⑤ 食事材料費	1日あたり 1,650円 (月 30 日間の場合 49,500円)	1日あたり 1,650円 (月 30 日間の場合 49,500円)
⑥ その他の費用	理美容代、おむつ代、通院・薬代、個人の嗜好品購入代等については自己負担とする。	

\* 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、利用者の同意を得ることとする。同時にその他の費用等の取扱については、「預かり金」台帳を整備して行うこととする。

\* 通院費に関して協力医療機関以外への受診等に対しては、実費として駐車場代、高速代、ガソリン代 25円/Km を「預かり金」より徴収することとする。

\* 敷金の取り扱いに関して

1. 利用者は、本契約から生じる債務の担保として事業者に預け入れるものとする。
2. 利用者は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 事業者は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の全額を無利息で利用者に返還しなければならない。ただし、事業者は、本物件の明渡し時に、賃料及び共益費の滞納、原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる利用者の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差し引くことができる。
4. 前項ただし書の場合には、事業者は、敷金から差し引く債務の額の内訳を利用者に明示しなければならない。原状回復として、リフォーム費、室内クリーニ

ング費（エアコン含む）、マットレス処分費、その他修理費が発生した場合の修理費等が含まれる。家財処分を希望の場合は見積もりをとり、協議の上、処分をする。

（入居に当たっての留意事項）

- 第 7 条 要介護認定の判定結果が、要介護 1～要介護 5 のいずれかまたは要支援 2 であることとする。
- 2 主治医の診断書等により、利用申し込み者が認知症の状態にあると確認出来ることとする。
  - 3 少人数による共同生活を営むことが出来ることとする。
  - 4 利用後、著しい体力低下、症状の悪化、認知症状の重度化等、共同生活が困難と判断された場合は、事業者内での当該サービスを中止することが出来ることとする。
  - 5 来室時間の制限を設けない。ただし、玄関の開錠は 7：00～20：00 迄とする。
  - 6 外出や外泊をする際の事前予約は必要としないが、入居者の体調に配慮する目的で、外出前には入居者本人またはご家族から外出希望の連絡を受けることとする。

（サービスの提供に当たっての留意事項）

- 第 8 条 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、9 条第 1 項に規定する認知症対応型共同生活介護計画または介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営む上で必要なサービスを行うこととする。
- 2 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととし、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明を行うこととする。

- 3 従事者は、常に利用者の認知症の状態、心身の状態を把握し、必要なサービスを提供することとする。
- 4 事業者は、サービスの提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車椅子やベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型手袋をつける、腰ベルトや Y 字型抑制帯をつける、介護衣（つなぎ）を着せる、車椅子テーブルをつける、ベッド柵を 4 本つける、居室外から鍵を掛ける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体拘束をしない。
- 5 やむを得ず、身体拘束をする場合には、家族の同意を得ることとする。

（認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護の作成）

- 第 9 条 計画作成担当者は、利用者の認知症の状態、心身の状況及び意思並びに、その置かれている環境等を踏まえ、サービスの目標と、目標を達成するまでの具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画または介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成することとする。
- 2 計画作成担当者は、第 1 項の認知症対応型共同生活介護計画または介護予防認知症対応型共同生活介護を作成した時は、利用者またはその家族に対し内容等を説明することとする。
  - 3 事業所の従事者は、それぞれの利用者に対し認知症対応型共同生活介護計画または介護予防認知症対応型共同生活介護計画の実施状況及び目標達成等を記録する。

（協力医療機関等）

- 第 10 条 事業者は、利用者の健康状態の変化にそなえ、適切な医療を受けられるために協力医療機関を定め、連携を図る。

（衛生管理）

- 第 11 条 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する施設、設備及び備品または飲用に供する水について、衛生的な管理に

努め、衛生上必要な対応をすることとする。

- 2 事業者において、食中毒及び感染症が発生、または蔓延しないよう必要な措置を講ずるものとする。また必要に応じて保健所等関係機関の助言、指導を求めると共に、連携を図っていくこととする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 事業所の従事者は、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医または事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合には、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、重度化対応指針を定め、あらかじめ家族に対して重度化に対する指針の同意および延命治療の可否についての承諾を得ることとする。

(非常災害対策)

第13条 事業者は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、定期的に避難・救出・その他必要な訓練を行うこととする。

- 2 第1項の訓練等の計画実施にあたっては、地域自治会や消防署等と連携して行うこととする。

(苦情処理)

第14条 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にかかわる利用者またはその家族からの苦情には、迅速かつ適切に対応することとする。

- 2 事業者は、提供した認知症対応型共同生活介護または介護予防認知症対応型共同生活介護に関し、法第23条の規程により、市町村が行う文書等の提出、掲示の請求、質問、若しくは照会に応じ、当該市町村が行う調査

に協力する事とする。又、当該市町村から指導及び助言を受けた場合は、指導または助言に従って必要な改善を行うこととする。

- 3 事業者は、提供した認知症対応型共同生活介護または介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用者または家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から指導または助言に従って必要な対応を行うこととする。

#### (情報の公開)

第15条 事業者において実施するサービスの内容について、厚生労働大臣が定める「地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」に基づき、当事業所の玄関に文書により掲示する。

- 2 前項に定める内容は、認知症対応型共同生活介護の利用及び利用申し込みに資するものとし、利用者及びその家族のプライバシーにかかわる内容は含まれない事とする。

#### (虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 事業者は施設内において虐待防止に努め、虐待防止に係る体制を整備する。

- ① 事業者は、虐待の防止委員会を設置するとともに、担当者を選任する。
- ② 事業者は年間の研修計画を立案し、計画に沿って介護従事者に対して年2回の研修を実施する。また、新規採用時は、入職後3か月以内に研修を実施する。
- ③ 事業所において虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合には、すみやかに市町村へ報告し、事実確認を行う。
- ④ 虐待の事案について原因を分析し、再発防止策を講じるとともに事案について従業者に周知徹底する。

- 2 事業者は、健全な職場環境及び職場風土の構築を目指すため、職場内における人間関係や職員個々の悩み等にも配慮し、必要時職員面接を実施するとともに役員を交えた風土改善の話し合いの機会を年1回設ける。

#### (その他の運営に関する重要事項)

第17条 事業者は、介護従事者等の資質向上を図る為の研修の機会を次のとおり設けるものとし、また実施の為の業務体制を整備する。

- ①採用時 入社時オリエンテーション、1週間はペア制で指導、入社6ヶ月以内に新人研修
  - ②定期研修 1～2ヶ月に1回勉強会を開催する
  - ③その他の研修 外部研修への参加、階層別研修の実施。
- 2 従事者等は、職務上知り得た利用者またはその家族の情報、秘密を保持することとする。
- 3 従事者等は、従事者でなくなった後においても、職務上知り得た利用者またはその家族の情報、秘密を保持する事とする。
- 4 サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族と保険者に連絡すると共に、関係機関等にも連絡し、必要な措置を行うこととする。また、損害賠償をすべき事故が発生した場合は、損害賠償を損害保険会社と共に速やかに行うこととする。
- 5 介護従事者が安心して働くことができる環境をととのえるため、利用者及び利用者のご家族等による身体的暴力、精神的暴力、セクシャルハラスメント等の著しい迷惑行為に対してあらかじめ重要事項説明書において説明し、対処する。また、職場内においてもハラスメント教育を行い、職員間におけるハラスメント行為が発生しない職場風土を構築する。
- 6 この規程に定めるほか、運営に関する必要な事項は、有限会社あおばの代表者と事業者の管理者の協議に基づいて定めることとする。

#### 附 則

この規定は、平成16年11月16日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規定は、平成21年8月1日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成28年10月12日から施行する。

この規定は、平成30年8月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年9月26日から施行する。

この規定は、令和 5年10月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 3月 16日から施行する。